| 規定事項 | 基準・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 通則等【地域密着型サービス共通事項】1. 常勤換

算方法 | 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第１項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第１項、同条第３項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。 |  |  |
| (2)勤務延時間数 | 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 |  |  |
| (3)常勤 | 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第２号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項(第２号に係る部分に限る。)の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 |  |  |
| (4)専ら従事する・専ら提供に当たる | 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 |  |  |
| (5)前年度の平均値 | ①　基準第63条第２項(指定小規模多機能型居宅介護に係る小規模多機能型居宅介護従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第90条第２項(指定認知症対応型共同生活介護に係る介護従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第110条第２項(指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第131条第２項(指定地域密着型介護老人福祉施設における介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の入所者の数の算定方法)及び第171条第２項(指定看護小規模多機能型居宅介護に係る看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。②　新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において１年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、ベッド数(指定小規模多機能型居宅介護に係る小規模多機能型居宅介護従業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護に係る看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数を算定する場合は通いサービスの利用定員)の90％を利用者数等とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者等の延数を６月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者等の延数を１年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。なお、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに係る指定の申請時において通いサービスを行うために確保すべき小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の員数は、基本的には通いサービスの利用定員の90％を基に算定すべきであるが、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容や報酬に照らして定員相当の利用者が集まるまでに時間を要することも考慮し、当面、新設の時点から６月未満の間は、３以上の数で、指定の際に事業者からあらかじめ届け出られた利用者見込数を前提に算定することとして差し支えない。この場合において、届け出られた通いサービスの利用者見込数を超える状況となれば、事業者は届出内容を変更する必要がある。 |  |  |
| 基本事項第一款基本方針 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 |  |
| 人員人員に関する基準従業者の員数 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携　を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。一　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数二　生活相談員　一以上三　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）イ　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。ロ　看護職員の数は、一以上とすること。四　栄養士又は管理栄養士　一以上五　機能訓練指導員　一以上六　介護支援専門員　一以上□２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。□３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者となっているか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。□４　第一項第一号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、第百三十二条第一項第六号並びに第百六十条第一項第三号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。□５　第一項第二号の生活相談員は、常勤の者となっているか。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。□６　第一項第三号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者となっているか。□７　第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者となっているか。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で一以上とする。□８　第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。一　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員三　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）四　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門　員□９　第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者となっているか。□１０　第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。□１１　第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者となっているか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。□１２ 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。□１３　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。□１４　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。□１５　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。□１６　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。□１７　第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しているか。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）とする。 | 適・否 |  |
| 管理者の責務 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。□２　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 適・否 |  |
| 管理者による管理 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者となっているか。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管埋上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。 | 適・否 |  |
| 計画担当介護支援専門員の責務 | □　計画担当介護支援専門員は、第百三十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。一　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。二　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。三　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。四　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。五　第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。六　第百五十七条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。七　第百五十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 | 適・否 |  |
| 勤務体制の確保等 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。□２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。一　昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。二　夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。三　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。□５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。□６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 適・否 |  |
| 設備第二款　設備に関する基準 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとなっているか。一　ユニットイ　居室（１）　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。（２）　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。（３）　一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、（１）ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。（４）　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。ロ　共同生活室（１）　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。（２）　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。（３）　必要な設備及び備品を備えること。ハ　洗面設備（１）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。（２）　要介護者が使用するのに適したものとすること。ニ　便所（１）　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。（２）　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。二　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。三　医務室医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。四　廊下幅一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。五　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。□２　前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものとなっているか。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |  |  |
| 運営第三款　運営に関する基準内容及び手続の説明及び同意 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三条の二十九に規定する運営規程の概要、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも　　　のイ　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法ロ　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百八十三条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法□３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。□４　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。□５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。一　第二項各号に規定する方法のうちユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が使用するもの二　ファイルへの記録の方式□６　前項の規定による承諾を得たユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |  |
| 提供拒否の禁止 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、正当な理由なく地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の提供を拒んでいないか。 | 適・否 |  |
| サービス提供困難時の対応 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 | 適・否 |  |
| 受給資格等の確認 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に、法第七十八条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。 | 適・否 |  |
| 要介護認定の申請に係る援助 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の三十日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。 | 適・否 |  |
| 入退所 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しているか。□５　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。□６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っているか。□７　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 |  |
| サービスの提供の記録 | □　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。□２　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 | 適・否 |  |
| 利用料等の受領 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けているか。一　食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）二　居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）三　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用四　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用五　理美容代六　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの□４　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっているか。（※）□５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。*※指針及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）を参照のこと。* | 適・否 |  |
| 保険給付の請求のための証明書の交付 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 適・否 |  |
| 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行っているか。□２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。□３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。□４　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか。□５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。□６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。□７　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。□８　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。□９　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適・否 |  |
| 地域密着型施設サービス計画の作成 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。□２　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。□３　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。□４　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。□５　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しているか。□６　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。□７　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。□８　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しているか。□９　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行っているか。□１０　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。一　定期的に入所者に面接すること。二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。□１１　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。一　入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合二　入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合□１２　第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。 | 適・否 |  |
| 介　護 | □　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。□５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。□６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥じよく瘡そうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。□７　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。□８　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させているか。□９　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 適・否 |  |
| 食　事 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。 | 適・否 |  |
| 機能訓練 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っているか。*【解釈】**(10)　機能訓練**基準第143条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。* | 適・否 |  |
| 栄養管理 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。*【解釈】**(11)　栄養管理**基準第143条の２は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する栄養管理について、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。**栄養管理について、以下の手順により行うこととする。**①　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、地域密着型施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。**②　入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。**③　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。**④　栄養ケア・マネジメントの実務等については、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）において示しているので、参考とされたい。* | 適・否 |  |
| 口腔衛生の管理 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 | 適・否 |  |
| 健康管理 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。 | 適・否 |  |
| 相談及び援助 | □　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 適・否 |  |
| 社会生活上の便宜の提供等 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。 | 適・否 |  |
| 入所者の入院期間中の取扱い | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしているか。 | 適・否 |  |
| 利用者に関する市町村への通知 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。一　正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 |  |
| 緊急時等の対応 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行っているか。 | 適・否 |  |
| 運営規程 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。一　施設の目的及び運営の方針二　従業者の職種、員数及び職務の内容三　入居定員四　ユニットの数及びユニットごとの入居定員五　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額六　施設の利用に当たっての留意事項七　緊急時等における対応方法八　非常災害対策九　虐待の防止のための措置に関する事項十　その他施設の運営に関する重要事項 | 適・否 |  |
| 業務継続計画の策定等 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 適・否 |  |
| 定員の遵守 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 適・否 |  |
| 非常災害対策 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  | 適・否 |  |
| 衛生管理等 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。一　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。二　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。三　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。四　前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 | 適・否 |  |
| 掲示 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 | 適・否 |  |
| 秘密保持等 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。 | 適・否 |  |
| 広告 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 適・否 |  |
| 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 適・否 |  |
| 苦情処理 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。□５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。□６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適・否 |  |
| 地域との連携等 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する市町村の職員又は当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 適・否 |  |
| 事故発生の防止及び発生時の対応 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じているか。一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 適・否 |  |
| 虐待の防止 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。一　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設従業者に周知徹底を図ること。二　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。三　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 適・否 |  |
| 協力医療機関等 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めているか。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。一　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。二　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。三　入所者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出ているか。□３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。□４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。□５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めているか。□６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 適・否 |  |
| 会計の区分 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 適・否 |  |
| 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。 | 適・否 | 令和9年3月31日までは努力義務 |
| 記録の整備 | □　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。□２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しているか。一　地域密着型施設サービス計画二　第百三十五条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録三　第百三十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録四　第百八十二条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録五　第百八十二条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録六　第百八十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録七　第百八十二条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 | 適・否 | 市条例による |
| 電磁的記録等 | １　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第三条の十第一項（第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項、第百十六条第一項及び第百三十五条第一項（第百六十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。  |  |  |
| 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項通則等【地域密着型サービス共通事項】 | (１)　算定上における端数処理について単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和３年厚生労働省告示第73号）附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合は、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が１単位に満たない場合は、１単位に切り上げて算定する。算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。(２)　サービス種類相互の算定関係について特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス費は算定しないものであること。なお、小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。なお、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。(３)　施設外泊時等における地域密着型サービスの算定について施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、地域密着型サービスは算定できない。(４)　入所等の日数の数え方について①　入居又は入所の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。②　ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設又は介護保険施設（以下②及び③において「介護保険施設等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定地域密着型介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。③　なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの（以下「医療保険適用病床」という。）又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの（以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。）に入院する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。④　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。(５)　定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について①　小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について当該事業所の登録定員を上回る高齢者を登録させている場合、並びに地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させている場合（いわゆる定員超過利用の場合）においては、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。②　この場合の登録者、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の数は、１月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。③　利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。④　市町村長は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が２月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。⑤　災害（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、虐待を含む。）の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。⑥　小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護において、過疎地域その他これに類する地域であって、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に限り、人員及び設備に関する基準を満たすことを要件に、登録定員を超えてサービス提供を行うことが例外的に認められるが、当該定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月から所定単位数の減算を行うことはせず、一定の期間（市町村が登録定員の超過を認めた日から市町村介護保険事業計画の終期までの最大３年間を基本とする。ただし、次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市町村が新規に代替サービスを整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで延長が可能とする。）に限り所定単位数の減算を行わないこととする。(６)　常勤換算方法による職員数の算定方法等について暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第２位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に１割の範囲内で減少した場合は、１月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。①　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項、同条第３項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。②　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第23条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。(７)　人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について①　地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、当該事業所又は施設の職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。②　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、１日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者（短期利用居宅介護費を算定する者を含む。）の数の最大値を合計したもの）を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。③　看護・介護職員の人員基準欠如については、イ　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、ロ　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。ハ　小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第１項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者（通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。）、同令第90条第１項に規定する介護従業者及び同令第171条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者（通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。）は前記イ及びロにより取り扱うこととする。なお、小規模多機能型居宅介護従業者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者については、指定地域密着型サービス基準第63条第４項の看護師又は准看護師の人員基準欠如に係る減算の取扱いは④、同条第１項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びに同条第７項に規定するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の訪問サービスの提供に当たる職員並びに指定地域密着型サービス基準第171条第１項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びに同条第８項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の訪問サービスの提供に当たる職員の人員基準欠如に係る減算の取扱いは⑤を参照すること。④　看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。小規模多機能型居宅介護事業所並びに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所並びにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第63条第12項に規定する研修修了者並びに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び認知症対応型共同生活介護事業所（サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所を除く。）における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所にあっては計画作成担当者を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えない。⑤　地域密着型サービス基準第63条第１項及び第171条第１項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びにサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者の人員基準欠如については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。イ　当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合ロ　当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合⑥　市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。(８)　夜勤体制による減算について①　認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。））を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。②　夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。イ　夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合ロ　夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合③　夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(８)②を準用すること。この場合において「小数点第２位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとすること。④　夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとする。なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はない。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとする。⑤　市町村長は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。(9) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、イ　新設又は増床分のベッドに関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、ベッド数の90％を利用者数等とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者等の延数を６月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者等の延数を１年間の日数で除して得た数とする。ロ　減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。(10)　「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について①　加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成５年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下この号において「判定結果」という。）を用いるものとする②　①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年９月30日老発0930第５号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「３　主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「３．心身の状態に関する意見　(１)　日常生活の自立度等について　・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。③　医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「２(４)　認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」７の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。 |  |  |
| 報酬・加算・減算等　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費イ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費ロ　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費ハ　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）ニ　経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）※1　夜勤職員の勤務条件を満たさない場合※2　定員超過利用減算 | イ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）（１日につき）（一）　要介護１　６００単位（二）　要介護２　６７１単位（三）　要介護３　７４５単位（四）　要介護４　８１７単位（五）　要介護５　８８７単位（２）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（１日につき）（一）　要介護１　６００単位（二）　要介護２　６７１単位（三）　要介護３　７４５単位（四）　要介護４　８１７単位（五）　要介護５　８８７単位ロ　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１）　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）（一）　要介護１　６８２単位（二）　要介護２　７５３単位（三）　要介護３　８２８単位（四）　要介護４　９０１単位（五）　要介護５　９７１単位（２）　経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）（一）　要介護１　６８２単位（二）　要介護２　７５３単位（三）　要介護３　８２８単位（四）　要介護４　９０１単位（五）　要介護５　９７１単位ハ　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）（１）　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）（一）　要介護１　６９７単位（二）　要介護２　７６５単位（三）　要介護３　８３７単位（四）　要介護４　９０５単位（五）　要介護５　９７２単位（２）　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（一）　要介護１　６９７単位（二）　要介護２　７６５単位（三）　要介護３　８３７単位（四）　要介護４　９０５単位（五）　要介護５　９７２単位ニ　経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（１日につき）（１）　経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）（一）　要介護１　７７１単位（二）　要介護２　８３８単位（三）　要介護３　９１３単位（四）　要介護４　９８２単位（五）　要介護５　１，０４８単位（２）　経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（一）　要介護１　７７１単位（二）　要介護２　８３８単位（三）　要介護３　９１３単位（四）　要介護４　９８２単位（五）　要介護５　１，０４８単位□注１　イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第１３０条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の１００分の９７に相当する単位数を算定しているか。(※1)なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。（※2(入所者の数)、※3(看護職員等の員数)）□注２　ハ及びニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の１００分の９７に相当する単位数を算定しているか。（※1）なお、入所者の数又は看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。（※2(入所者の数)、※3(看護職員等の員数)）※1　夜勤職員の勤務条件を満たさない場合※2(入所者の数)　定員超過利用減算※3(看護職員等の員数)　 人員基準欠如減算 | 適・否 |  |
| ユニットケア体制未整備減算 | □　ロ及びニについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の１００分の９７に相当する単位数を算定しているか。*【解釈】**厚生労働大臣が定める施設基準　(平成27年3月23日　厚生労働省告示第96号)より* *指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準**イ　日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。**ロ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。* | 適・否 |  |
| 身体拘束廃止未実施減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。*【解釈】**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束**廃止未実施減算の基準**指定地域密着型サービス基準第百三十七条第五項及び第六項又は第百六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していること*。 | 適・否 |  |
| 安全管理体制未実施減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。*【解釈】**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における安全管理**体制未実施減算の基準**指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していること。* | 適・否 |  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。*【解釈】**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準**指定地域密着型サービス基準第百五十七条又は第百六十九条において準用する指定地域密着型サービス基準第三条の三十八の二に規定する基準に適合していること。* | 適・否 |  |
| 業務継続計画未策定減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。*【解釈】**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における業務継続計画未策定減算の基準**指定地域密着型サービス基準第百五十七条又は第百六十九条において準用する指定地域密着型サービス基準第三条の三十の二第一項に規定する基準に適合していること。* | 適・否 |  |
| 栄養管理の基準を満たさない場合 | □　栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき１４単位を所定単位数から減算しているか。*【解釈】**指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注８の厚生労働大臣が定める基準**指定地域密着型サービス基準第百三十一条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び指定地域密着型サービス基準第百四十三条の二（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に規定する基準のいずれにも適合していること。* | 適・否 |  |
| 日常生活継続支援加算 | □　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）　日常生活継続支援加算（Ⅰ）　３６単位（２）　日常生活継続支援加算（Ⅱ）　４６単位*指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準**イ　日常生活継続支援加算（Ⅰ）を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準**（１）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（２）次のいずれかに該当すること。**ａ　算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。**ｂ　算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。**ｃ　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。**（３）介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。**（一）　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること。**（二）　介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント（入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。**（三）　介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。**ａ　入所者の安全及びケアの質の確保**ｂ　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮**ｃ　介護機器の定期的な点検**ｄ　介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修**（４）　通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。**ロ　日常生活継続支援加算（Ⅱ）を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準**（１）　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（２）　イ（２）から（４）までに該当するものであること。* | 適・否 |  |
| 看護体制加算 | □　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）　看護体制加算（Ⅰ）イ　１２単位（２）　看護体制加算（Ⅰ）ロ　４単位（３）　看護体制加算（Ⅱ）イ　２３単位（４）　看護体制加算（Ⅱ）ロ　８単位*指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準**イ　看護体制加算（Ⅰ）イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準**（１）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（２）　常勤の看護師を一名以上配置していること。**（３）　通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。**ロ　看護体制加算（Ⅰ）ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準**（１）　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（２）　イ（２）及び（３）に該当するものであること。**ハ　看護体制加算（Ⅱ）イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準**（１）　イ（１）に該当するものであること。**（２）　看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。**（３）　当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。**（４）　イ（３）に該当するものであること。**ニ　看護体制加算（Ⅱ）ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準**（１）　ロ（１）に該当するものであること。**（２）　ハ（２）から（４）までに該当するものであること。* | 適・　否 |  |
| 夜勤職員配置加算 | □　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。（１）　夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ　４１単位（２）　夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ　１３単位（３）　夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ　４６単位（４）　夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ　１８単位（５）　夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ　５６単位（６）　夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ　１６単位（７）　夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ　６１単位（８）　夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ　２１単位*夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ若しくはロ、夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ若しくはロ、夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ若しくはロ又は夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ若しくはロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（１）　夜勤職員配置加算（Ⅰ）イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（二）　夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ（１）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のａ又はｂに掲げる場合は、当該ａ又はｂに定める数以上であること。**ａ　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　第一号ロ（１）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数**ｉ　見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。**ｉｉ　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。**ｂ　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　第一号ロ（１）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数（第一号ロ（１）（一）ｆの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、第一号ロ（１）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の八を加えた数）**ｉ　夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。**ｉｉ　夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。**ｉｉｉ　見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。**（１）　夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保**（２）　夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮**（３）　見守り機器等の定期的な点検**（４）　見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修**（２）　夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（二）　（１）（二）に掲げる基準に該当するものであること。**（３）　夜勤職員配置加算（Ⅱ）イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（二）　夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、第一号ロ（２）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に一を加えた数以上であること。ただし、次のａ又はｂに掲げる場合は、当該ａ又はｂに定める数以上であること。**ａ　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　第一号ロ（２）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の九を加えた数**ｉ　見守り機器を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数の十分の一以上の数設置していること。**ｉｉ　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。**ｂ　次に掲げる要件のいずれにも適合している場合　第一号ロ（２）に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に十分の六を加えた数**ｉ　夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数以上設置していること。**ｉｉ　夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。**ｉｉｉ　見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。**（１）　夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保**（２）　夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮**（３）　見守り機器等の定期的な点検**（４）　見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修**（４）　夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　経過的ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。**（二）　（３）（二）に掲げる基準に該当するものであること。**（５）　夜勤職員配置加算（Ⅲ）イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　（１）（一）及び（二）に該当するものであること。**（二）　第一号ハ（３）（二）及び（三）に該当するものであること。**（６）　夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　（２）（一）及び（二）に該当するものであること。**（二）　第一号ハ（３）（二）及び（三）に該当するものであること。**（７）　夜勤職員配置加算（Ⅳ）イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　（３）（一）及び（二）に該当するものであること。**（二）　第一号ハ（３）（二）及び（三）に該当するものであること。**（８）　夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準**（一）　（４）（一）及び（二）に該当するものであること。**（二）　第一号ハ（３）（二）及び（三）に該当するものであること。* | 適・否 |  |
| 準ユニットケア加算 | □　イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、１日につき５単位を所定単位数に加算しているか。*指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準**イ　十二人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット」という。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っていること。**ロ　入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）を設けていること。**ハ　次の（１）から（３）までに掲げる基準に従い人員を配置していること。**（１）　日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。**（２）　夜間（午後六時から午後十時までの時間をいう。以下同じ。）及び深夜（午後十時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。**（３）　準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。* | 適・否 |  |
| 生活機能向上連携加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（１）については、入所者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、（２）については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。また、個別機能訓練加算を算定している場合、（１）は算定せず、（２）は１月につき１００単位を所定単位数に算定する。（１）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位（２）　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位*特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける生活機能向上連携加算の基準**イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　次のいずれにも適合すること。**（１）　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）又は指定介護老人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。**（２）　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。**（３）　（１）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。**ロ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　次のいずれにも適合すること。**（１）　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。**（２）　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。**（３）　（１）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。* | 適・否 |  |
| 個別機能訓練加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、（１）については１日につき、（２）及び（３）については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）　個別機能訓練加算（Ⅰ）　１２単位（２）　個別機能訓練加算（Ⅱ）　２０単位（３）　個別機能訓練加算（Ⅲ）　２０単位*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における個別機能訓練加算の基準**イ　個別機能訓練加算（Ⅰ）　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を一名以上配置しているものであること。**ロ　個別機能訓練加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していること。**（２）　入所者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。**（３）　必要に応じて個別機能訓練計画の内容を見直す等、機能訓練の実施に当たって、（２）の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。**ハ　個別機能訓練加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。**（２）　口腔（くう）衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。**（３）　入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔（くう）の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。**（４）　（３）で共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、当該見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。* | 適・否 |  |
| ADL維持等加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から１２月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。（１）　ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）　３０単位（２）　ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）　６０単位*通所介護費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおけるＡＤＬ維持等加算の基準**イ　ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（（２）において「評価対象利用期間」という。）が六月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が十人以上であること。**（２）　評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して六月目（六月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてＡＤＬを評価し、その評価に基づく値（以下「ＡＤＬ値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。**（３）　評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ＡＤＬ利得」という。）の平均値が一以上であること。**ロ　ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　イ（１）及び（２）の基準に適合するものであること。**（２）　評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が三以上であること。* | 適・否 |  |
| 若年性認知症入所者受入加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、１日につき１２０単位を所定単位数に加算しているか。ただし、在宅・入所相互利用加算を算定している場合は、算定していないか。*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準**第十八号の規定を準用する。**第十八号　通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準**受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。* | 適・否 |  |
| 常勤専従医師配置加算 | □　専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を１名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、１日につき２５単位を所定単位数に加算しているか。 | 適・否 |  |
| 精神科医師定期的療養指導 | □　認知症である入所者が全入所者の３分の１以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に２回以上行われており、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合は、１日につき５単位を所定単位数に加算しているか。*【解釈】**精神科を担当する医師に係る加算について**①　注18に規定する「認知症である入所者」とは、次のいずれかに該当する者とすること。**イ　医師が認知症と診断した者**ロ　なお、旧措置入所者にあっては、前記イにかかわらず、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける痴呆性老人等介護加算制度について」（平成６年９月30日老計第131号）における認知症老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は必要としない。**②　精神科を担当する医師に係る加算を算定しようとする施設は、常に、認知症である入所者の数を的確に把握する必要があること。**③　注18において「精神科を担当する医師」とあるのは、精神科を標ぼうしている医療機関において精神科を担当している医師を指すものであることが原則であるが、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保健指定医の指定を受けているなど、その専門性が担保されていると判断できる場合は算定できる。**④　精神科を担当する医師について、注17による常勤の医師に係る加算が算定されている場合は、注18の規定にかかわらず、精神科を担当する医師に係る加算は算定されないものであること。**⑤　健康管理を担当する地域密着型介護老人福祉施設の配置医師（嘱託医）が１名であり、当該医師が精神科を担当する医師も兼ねる場合は、配置医師として勤務する回数のうち月４回（１回あたりの勤務時間３～４時間程度）までは加算の算定の基礎としないものであること。（例えば、月６回配置医師として勤務している精神科を担当する医師の場合：６回－４回＝２回となるので、当該費用を算定できることになる。）**⑥　入所者に対し療養指導を行った記録等を残しておくこと。* | 適・否 |  |
| 障害者生活支援体制加算 | □　入所者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の占める割合が１００分の３０以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを１名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算（Ⅰ）として、１日につき２６単位を、入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が１００分の５０以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを２名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算（Ⅱ）として、１日につき４１単位を所定単位数に加算しているか。ただし、障害者生活支援体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、障害者生活支援体制加算（Ⅱ）は算定しない。*指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注１９の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）**視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者*　*指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの障害者生活支援体制加算の厚生労働大臣が定める者**次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者**イ　視覚障害　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者**ロ　聴覚障害又は言語機能障害　手話通訳等を行うことができる者**ハ　知的障害　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者**ニ　精神障害　精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第十二条各号に掲げる者* | 適・否 |  |
| 外泊時費用 | □　入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき２４６単位を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。*【解釈】**入所者が入院し、又は外泊したときの費用の算定について**①　外泊時費用により入院又は外泊時の費用の算定について、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して７泊の入院又は外泊を行う場合は、６日と計算されること。**（例）**入院又は外泊期間：３月１日～３月８日（８日間）**３月１日　入院又は外泊の開始……所定単位数を算定**３月２日～３月７日（６日間）……１日につき246単位を算定可**３月８日　入院又は外泊の終了……所定単位数を算定**②　入所者の入院又は外泊の期間中にそのまま退所した場合は、退所した日の外泊時の費用は算定できる。また、入所者の外泊の期間中にそのまま併設医療機関に入院した場合には、入院日以降については外泊時の費用は算定できない。**③　入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院又は外泊時の費用の算定期間中にあっては、当該入所者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該入所者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であること。ただし、この場合に、入院又は外泊時の費用は算定できないこと。**④　入院又は外泊時の取扱い**イ　入院又は外泊時の費用の算定にあたって、１回の入院又は外泊で月をまたがる場合は、最大で連続13泊（12日分）まで入院又は外泊時の費用の算定が可能であること。**（例）月をまたがる入院の場合**入院期間：１月25日～３月８日**1月25日　入院…所定単位数を算定**1月26日～１月31日（6日間）…1日につき246単位を算定可**2月1日～2月6日（6日間）…1日につき246単位を算定可**2月7日～3月7日…費用算定不可**3月8日　退院…所定単位数を算定**ロ　「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、子供又は**その家族と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。**ハ　外泊の期間中は、当該入所者については、居宅介護サービス費は算定されないものであること。**ニ　「入院」の場合、必要に応じて、入退院の手続きや家族等への連絡調整、情報提供などの業務にあたること。* | 適・否 |  |
| 外泊時在宅サービス利用加算 | □　入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき５６０単位を算定しているか。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、外泊時費用に掲げる単位を算定する場合は算定していないか。*外泊時在宅サービス利用の費用について**①　外泊時在宅サービスの提供を行うに当たっては、その病状及び身体の状況に照らし、医師、看護・介護職員、生活相談員、介護支援専門員等により、その居宅において在宅サービス利用を行う必要性があるかどうか検討すること。**②　当該入所者又は家族に対し、この加算の趣旨を十分説明し、同意を得た上で実施すること。**③　外泊時在宅サービスの提供に当たっては、地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員が、外泊時利用サービスに係る在宅サービスの計画を作成するとともに、従業者又は指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮した計画を作成すること。**④　家族等に対し次の指導を事前に行うことが望ましいこと。**イ　食事、入浴、健康管理等在宅療養に関する指導**ロ　当該入所者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う体位変換、起座又は離床訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練の指導**ハ　家屋の改善の指導**ニ　当該入所者の介助方法の指導**⑤　外泊時在宅サービス利用の費用の算定期間中は、施設の従業者又は指定居宅サービス事業者等により、計画に基づく適切な居宅サービスを提供することとし、居宅サービスの提供を行わない場合はこの加算は対象とならないこと。**⑥　加算の算定期間は、１月につき６日以内とする。また、算定方法は、外泊時費用【解釈】の①、②及び④を準用する。**⑦　利用者の外泊期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所生活介護に活用することは可能であること。この場合において外泊時在宅サービス利用の費用を併せて算定することはできないこと。* | 適・否 |  |
| ホ　初期加算 | 初期加算　３０単位□　入所した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。３０日を超える病院又は診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様としているか。*【解釈】**初期加算について**①　入所者については、地域密着型介護老人福祉施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って、１日につき30単位を加算すること。**②　「入所日から30日間」中に外泊を行った場合、当該外泊を行っている間は、初期加算を算定できないこと。**③　当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係**初期加算は、当該入所者が過去３月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者の場合は過去１月間とする。）の間に、当該地域密着型介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限り算定できることとする。**なお、当該地域密着型介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護（単独型の場合であっても指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）第２の１の(２)の②に該当する場合を含む。）を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定するものとする。**④　30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、③にかかわらず、初期加算が算定されるものであること。* | 適・否 |  |
| ヘ　退所時栄養情報連携加算 | 退所時栄養情報連携加算　７０単位□　別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定地域密着型介護老人福祉施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設（以下この注において「医療機関等」という。）に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、１月につき１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでの栄養管理の基準を満たさない場合の減算又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定していないか。 | 適・否 |  |
| ト　再入所時栄養連携加算 | 再入所時栄養連携加算　２００単位□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者１人につき１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでの栄養管理の基準を満たさない場合の減算を算定している場合は、算定しない。*再入所時栄養連携加算について**①　地域密着型介護老人福祉施設に入所していた者が、医療機関に入院し、当該者について、医師が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合であって、当該者が退院した後、直ちに再度当該地域密着型介護老人福祉施設に入所（以下「二次入所」という。）した場合を対象とすること。**②　嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した食事であって、日本摂食嚥下リハビリテーション学会の分類に基づくものをいう。また、心臓疾患等の者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の入所者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している者に対する低残渣食並びに高度肥満症（肥満度がプラス40％以上又はＢＭＩが30以上）の者に対する治療食を含む。なお、高血圧の者に対する減塩食（食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。）及び嚥下困難者（そのために摂食不良となった者も含む。）のための流動食は、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の療養食加算の場合と異なり、再入所時栄養連携加算の対象となる特別食に含まれる。**③　当該地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成すること。**指導又はカンファレンスへの同席は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、当該者又はその家族（以下この②において「当該者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。**④　当該栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意が得られた場合に算定すること。* | 適・否 |  |
| チ　退所時等相談援助加算 | 退所時等相談援助加算（１）　退所前訪問相談援助加算　４６０単位（２）　退所後訪問相談援助加算　４６０単位（３）　退所時相談援助加算　４００単位（４）　退所前連携加算　５００単位（５）　退所時情報提供加算　２５０単位□注１　（１）については、入所期間が１月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中１回（入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあっては、２回）を限度として算定しているか。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定しているか。□注２　（２）については、入所者の退所後３０日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として算定しているか。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定しているか。□注３　（３）については、入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から２週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者１人につき１回を限度として算定しているか。入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。□注４　（４）については、入所期間が１月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（介護保険法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者１人につき１回を限度として算定しているか。□注５　（５）については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者１人につき１回に限り算定しているか。 | 適・否 |  |
| リ　協力医療機関連携加算 | 協力医療機関連携加算□　指定地域密着型介護老人福祉施設において、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第１５２条第１項本文（指定地域密着型サービス基準第１６９条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第１５２条第１項各号に掲げる要件を満たしている場合　 ５０単位（２）（１）以外の場合　５単位 | 適・否 |  |
| ヌ　栄養マネジメント強化加算 | 栄養マネジメント強化加算　１１単位□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでの栄養管理の基準を満たさない場合の減算を算定している場合は、算定しない。*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における栄養マネジメント強化加算の基準**次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**イ　管理栄養士を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。）で、入所者の数を五十で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を一名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を七十で除して得た数以上配置していること。**ロ　低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。**ハ　ロに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。**ニ　入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。**ホ　通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。* | 適・否 |  |
| ル　経口移行加算 | 経口移行加算　２８単位□注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して１８０日以内の期間に限り、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでの栄養管理の基準を満たさない場合の減算を算定している場合は、算定しない。□注２　経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して１８０日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。 | 適・否 |  |
| ヲ　経口維持加算 | 経口維持加算（１）　経口維持加算（Ⅰ）　４００単位（２）　経口維持加算（Ⅱ）　１００単位□注１　（１）については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥（えん）が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからニまでの栄養管理の基準を満たさない場合の減算又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。□注２　（２）については、協力歯科医療機関を定めている指定地域密着型介護老人福祉施設が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定地域密着型サービス基準第１３１条第１項第１号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準**イ　通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。**ロ　入所者の摂食又は嚥（えん）下機能が医師の判断により適切に評価されていること。**ハ　誤嚥（えん）等が発生した場合の管理体制が整備されていること。**ニ　食形態に係る配慮など誤嚥（えん）防止のための適切な配慮がされていること。**ホ　ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。* | 適・否 |  |
| ワ　口腔衛生管理加算 | 口腔衛生管理加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔（くう）衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。（１）　口腔（くう）衛生管理加算（Ⅰ）　９０単位（２）　口腔（くう）衛生管理加算（Ⅱ）　１１０単位*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔（くう）衛生管理加算の基準**イ　口腔（くう）衛生管理加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔（くう）衛生等の管理に係る計画が作成されていること。**（２）　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔（くう）衛生等の管理を月二回以上行うこと。**（３）　歯科衛生士が、（１）における入所者に係る口腔（くう）衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。**（４）　歯科衛生士が、（１）における入所者の口腔（くう）に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。**（５）　通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。**ロ　口腔（くう）衛生管理加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　イ（１）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**（２）　入所者ごとの口腔（くう）衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔（くう）衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔（くう）衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。* | 適・否 |  |
| カ　療養食加算 | 療養食加算　６単位□　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算しているか。イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。ロ　入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。*【解釈】**療養食加算について**①　療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、利用者等告示に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。**②　加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食）をいうものであること。**③　経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が行われている場合にあっては、経口移行加算又は経口維持加算を併せて算定することが可能である。**④　前記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。**⑤　減塩食療法等について**心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準**じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。**また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等減**塩食については、総量6.0ｇ未満の減塩食をいうこと。**⑥　肝臓病食について**肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食**（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。）等をいうこと。**⑦　胃潰瘍食について**十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。**⑧　貧血食の対象者となる入所者等について**療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10ｇ／ｄｌ以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。**⑨　高度肥満症に対する食事療法について**高度肥満症（肥満度が＋70％以上又はＢＭＩ（Ｂｏｄｙ　Ｍａｓｓ　Ｉｎｄｅｘ）が35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。**⑩　特別な場合の検査食について**特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸Ｘ線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。**⑪　脂質異常症食の対象となる入所者等について**療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるＬＤＬ―コレステロール値が140㎎／ｄｌ以上である者又はＨＤＬ―コレステロール値が40㎎／ｄｌ未満若しくは血清中性脂肪値が150㎎／ｄｌ以上である者であること。* | 適・否 |  |
| ヨ　特別通院送迎加算 | 特別通院送迎加算　５９４単位□　透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、１月に１２回以上、通院のため送迎を行った場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 適・否 |  |
| タ　配置医師緊急時対応加算 | 配置医師緊急時対応加算□　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の配置医師（指定地域密着型サービス基準第１３１条第１項第１号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。）が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外（配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該指定介護老人福祉施設において勤務する時間以外の時間をいい、早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下この注において同じ。）、夜間（午後６時から午後１０時までの時間をいう。以下この注において同じ。）及び深夜（午後１０時から午前６時までの時間をいう。以下この注において同じ。）を除く。以下この注において同じ。）、早朝、夜間又は深夜に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は１回につき３２５単位、早朝又は夜間の場合は１回につき６５０単位、深夜の場合は１回につき１，３００単位を加算しているか。ただし、看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合は、算定していないか。*指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における配置医師緊急時対応加算に係る施設基準**イ　入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間で、具体的な取決めがなされていること。**ロ　複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項本文（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ二十四時間対応できる体制を確保していること。* | 適・否 |  |
| レ　看取り介護加算 | 看取り介護加算□　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算（Ⅰ）として、死亡日以前３１日以上４５日以下については１日につき７２単位を、死亡日以前４日以上３０日以下については１日につき１４４単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき６８０単位を、死亡日については１日につき１，２８０単位を死亡月に加算しているか。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定していないか。□２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算（Ⅱ）として、死亡日以前３１日以上４５日以下については１日につき７２単位を、死亡日以前４日以上３０日以下については１日につき１４４単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき７８０単位を、死亡日については１日につき１，５８０単位を死亡月に加算しているか。ただし、看取り介護加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。*指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準**イ　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算（Ⅰ）に係る施設基準**（１）　常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。**（２）　看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。**（３）　医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。**（４）　看取りに関する職員研修を行っていること。**（５）　看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。**ロ　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算（Ⅱ）に係る施設基準**（１）　第四十四号の二に該当するものであること。**（２）　イ（１）から（５）までのいずれにも該当するものであること。* | 適・否 |  |
| ソ　在宅復帰支援機能加算 | 在宅復帰支援機能加算　１０単位□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、１日につき所定単位数を加算しているか。イ　入所者の家族との連絡調整を行っていること。ロ　入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準**イ　算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下この号において「退所者」という。）の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の二十を超えていること。**ロ　退所者の退所後三十日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者（指定居宅介護支援等基準第一条の二第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。* | 適・否 |  |
| ツ　在宅・入所相互利用加算 | 在宅・入所相互利用加算　４０単位□注　別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合においては、１日につき所定単位数を加算しているか。*指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のツの注の厚生労働大臣が定める者**在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準**在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。* | 適・否 |  |
| ネ　小規模拠点集合型施設加算 | 小規模拠点集合型施設加算　５０単位□　同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、５人以下の居住単位に入所している入所者については、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 適・否 |  |
| ナ　認知症専門ケア加算 | 認知症専門ケア加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定していないか。（１）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位（２）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位*訪問介護費、訪問入浴介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、夜間対応型訪問介護費及び介護予防訪問入浴介護費における認知症専門ケア加算の基準**イ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。**（２）　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が二十人未満である場合にあっては一以上、対象者の数が二十人以上である場合にあっては一に対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。**（３）　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。**ロ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　イ（２）及び（３）の基準のいずれにも適合すること。**（２）　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が百分の二十以上であること。**（３）　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。**（４）　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。* | 適・否 |  |
| ラ　認知症チームケア推進加算 | 認知症チームケア推進加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しているか。（１）　認知症チームケア推進加算（Ⅰ）　１５０単位（２）　認知症チームケア推進加算（Ⅱ）　１２０単位*認知症対応型共同生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症チームケア推進加算の基準**イ　認知症チームケア推進加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。**（２）　認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を一名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。**（３）　対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。**（４）　認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。**ロ　認知症チームケア推進加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　イ（１）、（３）及び（４）に掲げる基準に適合すること。**（２）　認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。* | 適・否 |  |
| ム　認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算　２００単位□　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、入所した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。*【解釈】**認知症行動・心理症状緊急対応加算について**①　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。**②　本加算は、在宅で療養を行っている利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められた際に、地域密着型介護老人福祉施設に一時的に入所することにより、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものである。**③　本加算は、在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に地域密着型介護老人福祉施設への入所が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ施設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入所した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。この際、当該施設への入所ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように配慮する必要がある。**④　本加算は、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた地域密着型施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにすること。**⑤　次に掲げる者が、直接、当該施設へ入所した場合には、当該加算は算定できないものであること。**ａ　病院又は診療所に入院中の者**ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者**ｃ　短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用中の者**⑥　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。**⑦　本加算の算定にあたっては、個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備を整備すること。**⑧　本加算は、当該入所者が入所前１月の間に、当該地域密着型介護老人福祉施設に入所したことがない場合及び過去１月の間に当該加算（他サービスを含む）を算定したことがない場合に限り算定できることとする。* | 適・否 |  |
| ウ　褥瘡マネジメント加算 | 褥瘡マネジメント加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（１）　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　３単位（２）　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　１３単位*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準**イ　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも三月に一回評価すること。**（２）　（１）の確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。**（３）　（１）の確認の結果、褥瘡が認められ、又は（１）の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。**（４）　入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。**（５）　（１）の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。**ロ　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　イ（１）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**（２）　次のいずれかに適合すること。**ａ　イ（１）の確認の結果、褥瘡が認められた入所者又は利用者について、当該褥瘡が治癒したこと。**ｂ　イ（１）の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。* | 適・否 |  |
| ヰ　排せつ支援加算 | 排せつ支援加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（１）　排せつ支援加算（Ⅰ）　１０単位（２）　排せつ支援加算（Ⅱ）　１５単位（３）　排せつ支援加算（Ⅲ）　２０単位*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける排せつ支援加算の基準**イ　排せつ支援加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも三月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。**（２）　（１）の評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。**（３）　（１）の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。**ロ　排せつ支援加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　イ（１）から（３）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**（２）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。**（一）　イ（１）の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。**（二）　イ（１）の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。**（三）　イ（１）の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。**ハ　排せつ支援加算（Ⅲ）　イ（１）から（３）まで並びにロ（２）（一）及び（二）に掲げる基準のいずれにも適合すること。* | 適・否 |  |
| ノ　自立支援促進加算 | 自立支援促進加算　２８０単位□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける自立支援促進加算の基準**次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**イ　医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも三月に一回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。**ロ　イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。**ハ　イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。**ニ　医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。* | 適・否 |  |
| オ　科学的介護推進体制加算 | 科学的介護推進体制加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。（１）　科学的介護推進体制加算（Ⅰ）　４０単位（２）　科学的介護推進体制加算（Ⅱ）　５０単位地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける科学的介護推進体制加算の基準イ　科学的介護推進体制加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（１）　入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔（くう）機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。（２）　必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、（１）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。ロ　科学的介護推進体制加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（１）　イ（１）に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。（２）　必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ（１）に規定する情報、（１）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 | 適・否 |  |
| ク　安全対策体制加算 | 安全対策体制加算　２０単位□　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算しているか。*指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における安全対策体制加算に係る施設基準**イ　指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項に規定する基準に適合していること。**ロ　指定地域密着型サービス基準第百五十五条第一項第四号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。**ハ　当該指定地域密着型介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。* | 適・否 |  |
| ヤ　高齢者施設等感染対策向上加算 | 高齢者施設等感染対策向上加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（１）　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　１０単位（２）　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）　５単位*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における高齢者施設等感染対策向上加算の基準**イ　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。**（２）　指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項本文（指定地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この号において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。**（３）　感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加していること。**ロ　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）**感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。* | 適・否 |  |
| マ　新興感染症等施設療養費 | 新興感染症等施設療養費（１日につき）　２４０単位□　指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として算定しているか。*新興感染症等施設療養費について**①　新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、事業所内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。**②　対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和６年４月時点においては、指定している感染症はない。**③　適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き（第３版）」を参考とすること。* | 適・否 |  |
| ケ　生産性向上推進体制加算 | 生産性向上推進体制加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。（１）　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　１００単位（２）　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　１０単位*生産性向上推進体制加算の基準**イ　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。**（一）　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保**（二）　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮**（三）　介護機器の定期的な点検**（四）　業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修**（２）　（１）の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。**（３）　介護機器を複数種類活用していること。**（４）　（１）の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。**（５）　事業年度ごとに（１）、（３）及び（４）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。**ロ　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　イ（１）に適合していること。**（２）　介護機器を活用していること。**（３）　事業年度ごとに（２）及びイ（１）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。* | 適・否 |  |
| フ　サービス提供体制強化加算 | サービス提供体制強化加算□　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定していないか。（１）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　２２単位（２）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１８単位（３）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　６単位*地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準**イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　次のいずれかに適合すること。**（一）　指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。**（二）　指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の三十五以上であること。**（２）　提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。**（３）　通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。**ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。**（２）　イ（３）に該当するものであること。**ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　次のいずれかに適合すること。**（一）　指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。**（二）　指定地域密着型介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。**（三）　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。**（２）　イ（３）に該当するものであること。* | 適・否 |  |
| コ　介護職員等処遇改善加算 | 介護職員等処遇改善加算□注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。（１）　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１４０に相当する単位数（２）　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１３６に相当する単位数（３）　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１１３に相当する単位数（４）　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の９０に相当する単位数□注２　令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。（１）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１２４に相当する単位数（２）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１１７に相当する単位数（３）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１２０に相当する単位数（４）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１１３に相当する単位数（５）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の１０１に相当する単位数（６）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の９７に相当する単位数（７）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の９０に相当する単位数（８）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の９７に相当する単位数（９）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の８６に相当する単位数（１０）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の７４に相当する単位数（１１）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の７４に相当する単位数（１２）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の７０に相当する単位数（１３）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数（１４）　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）　イからフまでにより算定した単位数の１０００分の４７に相当する単位数*介護職員等処遇改善加算の基準**イ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。**（一）　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。**（二）　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。**（２）　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。**（３）　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。**（４）　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。**（５）　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。**（６）　当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。**（７）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（一）　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。**（二）　（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（三）　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。**（四）　（三）について、全ての介護職員に周知していること。**（五）　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。**（六）　（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（８）　（２）の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。*（*９）　（８）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。**（１０）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における日常生活継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。**ロ　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　イ（１）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**ハ　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　イ（１）（一）及び（２）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**ニ　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　イ（１）（一）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**ホ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（二）及び（２）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**ヘ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**ト　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（二）及び（２）から（９）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**チ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**リ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**ヌ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**ル　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**（３）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。**（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。**ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。**ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。**ヲ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（（一）及び（二）に係る部分を除く。）及び（２）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**ワ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（３）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。**（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。**ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。**ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。**カ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで及び（８）から（１０）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。**（３）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。**（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。**ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。**ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。**ヨ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（（一）及び（二）に係る部分を除く。）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**タ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（二）、（２）から（６）まで、（８）及び（９）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（３）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。**（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。**ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。**ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。**レ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（（一）及び（二）に係る部分を除く。）、（２）から（６）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（３）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。**（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。**ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。**ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。**ソ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（１）　令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。**（２）　イ（１）（（一）及び（二）に係る部分を除く。）、（２）から（６）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。**（３）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。**（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。**ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。**（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。**ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。**ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。* | 適・否 |  |

**※ただし、本文中「第○○条」と記載があるものについては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第○○条」と読み替える。**